

京都市明るい選挙推進協議会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、京都市明るい選挙推進協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、公職の選挙が明るく行われるよう推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、京都市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）と緊密に連携して、次の事業を行う。

- (1) 常時における明るい選挙啓発に関する企画及び推進
- (2) 選挙時における明るい選挙啓発に関する企画及び推進
- (3) 明るい選挙啓発に必要な調査研究

(委員)

第4条 本会は、学識経験者、報道関係者、各種団体関係者、教育委員会関係者、公募により参加する市民、区選挙管理委員及び委員会委員のうちから、委員会が就任を依頼した委員若干人をもって構成する。

2 委員の任期は、2年とする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 本会に、会長1人及び副会長2人を置く。

2 会長は、委員が互選し、副会長は、委員のうちから、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 本会は、会長が必要に応じ、招集する。

(小委員会)

第7条 第3条の事業の効果的な遂行を図るため、本会に、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第8条 本会の庶務は、委員会事務局において行う。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。